

スペシャルすまいる 会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、スペシャルすまいると称し、事務所を福岡市西区姪の浜3丁目11-63スクランブルビル302に置く。以下、甲と表記する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、園児および小学生の放課後の学びと遊びの場所づくりと、子育てに関わる又は関心のある大人への学びの場の提供、それらに付随する事業を行うことにより、子どもを取り巻く環境の改善に貢献することを目的とする。

(活動内容)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- ①園児・小学生向けパソコン教室の運営事業
- ②園児・小学生向け放課後の居場所づくりの運営事業
- ③上記①②に関するイベントの企画・運営事業
- ④保護者等、子どもの周辺の大人向けイベントの企画・運営事業
- ⑤小学校へのICT支援(出前授業)事業
- ⑥その他本会の目的を達成するために必要な事項

第3章 会員

(種別)

第4条 この会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して積極的に運営に参画する個人及び団体(利用児の保護者含む)
- (2) サポート会員 本会の目的に賛同して事業を利用及び行動面で援助を行う利用児の保護者
- (3) 賛助会員 本会の目的に賛同して資金面または行動面で援助を行う個人及び団体
(利用児の保護者以外)

(入会)

第5条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとする者は、入会申込書により申し込むものとし、甲は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げる通りとする。また会費年度初めは各自の入会日とする。

- (1) 正会員 年1000円
- (2) サポート会員 年1000円
- (3) 賛助会員 年1000円

(退会)

第7条 会員は、退会届を甲に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(2) 年度更新時1年以内に会費を納入しないとき。この場合、会員資格は期限まで保持できるが利用は納入後でないとできないものとする。

第4章 役員

(種別)

第8条 本会に次の各号に掲げる役員を置く

(1) 代表理事 1名

(2) 会計 1名

(3) 監事 1名

(選任)

第9条 役員は総会において、会員の中から選任する。

2 監事と代表理事は、相互に兼ねることはできない。

(職務)

第10条 代表理事は、本会を代表し、会務を統括する。

2 会計は、本会の会計を担当する。

3 監査は、会の会計を監査する。

(任期)

第11条 役員は任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員は前任者の残任任期とする。

第5章 総会

(種別)

第12条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

(審議事項)

第14条 総会は、次に掲げる事項を審議議決する。

(1) 予算案及び決算に関する事項

(2) 役員を選任に関する事項

(3) 規則に関する事項

(4) その他会務上必要な事項

(開催)

第15条 総会は、代表理事が招集する。

2 通常総会は、年1回開催する。

3 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 全正会員の3分の1以上から請求があったとき。

(議長)

第16条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第17条 総会は、会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第18条 総会の議事は、この規則に定めるもののほか、出席した正会員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

(書面表決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、またはほかの正会員を代理人として表決することができる。

(議事録)

第20条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む)
- (3) 開催目的、審議事項および議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(議事録の公開)

第21条 会員が、総会の議事録の閲覧を請求したときは、これを閲覧させなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第22条 理事会は、代表理事および理事をもって構成する。

(権能)

第23条 理事会は、この既読で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第24条 理事会は、代表理事が必要と認めるとき招集する。

(議長)

第25条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第26条 理事会には、第17条から第21条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「理事会」と、「正会員」とあるのは「理事」と読み替えるものとする。

第7章 会計

(経費)

第27条 本会の運営に要する経費は、年会費、利用料、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

(事業年度)

第28条 本会の事業年度は、9月1日から翌年の8月31日までとする。

(事業計画および予算)

第29条 本会の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告および決算)

第30条 本会の事業報告及び決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 雑則

(規則の変更)

第31条 この規則は、任意団体として活動する間は、理事会の議決を得て変更できるものとする。

附則

この規則は、2016年8月23日から施行する。